

議案第156号

つくば市水道給水条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和6年2月13日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市水道給水条例の一部を改正する条例

つくば市水道給水条例（平成14年つくば市条例第60号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項及び第32条第2項ただし書中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（提案理由）

水道法の改正に伴い、当該改正箇所を引用している条文があるため、この条例案を提出するものである。

つくば市水道給水条例（平成14年つくば市条例第60号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条—第3条（略） （給水装置工事の申込み）</p> <p>第4条 給水装置の新設、改造、修繕（法第16条の2第3項ただし書の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去（以下「給水装置工事」という。）をしようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ、管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>2（略）</p> <p>第5条—第31条（略） （給水装置の基準違反に対する措置）</p> <p>第32条（略）</p> <p>2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項ただし書の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質が前項の基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p> <p>第33条（以下略）</p>	<p>第1条—第3条（略） （給水装置工事の申込み）</p> <p>第4条 給水装置の新設、改造、修繕（法第16条の2第3項ただし書の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去（以下「給水装置工事」という。）をしようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ、管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>2（略）</p> <p>第5条—第31条（略） （給水装置の基準違反に対する措置）</p> <p>第32条（略）</p> <p>2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項ただし書の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質が前項の基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p> <p>第33条（以下略）</p>